

令和8年6月26日

林業特定技能・育成就労協議会組織運営要領

林業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針（令和8年1月23日閣議決定）等の規定を実施するため、林業特定技能・育成就労協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し次のように定める。

（目的）

第1条 協議会は、その構成員が相互に連絡を図ることにより、特定技能外国人の適正な受入れ及び育成就労の適正な実施並びに特定技能外国人及び育成就労外国人（以下「特定技能外国人等」という。）の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、林業分野の実情を踏まえた特定技能の在留資格に係る制度及び育成就労に係る制度の適正な運用に資する取組について協議を行うことを目的とする。

（協議事項）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、林業分野の実情を踏まえ、次に掲げる取組について協議又は情報共有を行う。

- 一 特定技能外国人等の受入れに係る制度の趣旨及び優良事例の周知並びに法令遵守の啓発
- 二 林業分野に特有の事情に応じた固有の措置の設定
- 三 構成員資格の確認
- 四 特定技能外国人等の受入れに係る人権上の問題その他の不正行為に対する横断的な再発防止
- 五 就業構造及び経済情勢の変化並びに外国人の受入れ及び人手不足の状況に関する情報の把握・分析
- 六 前号の分析を踏まえた大都市圏等への特定技能外国人等の過度の集中回避に係る対応策の検討・調整（特定技能外国人等の看過しがたい偏在が生じた場合の大都市圏での受入れの自粛要請並びに大都市圏の特定技能所属機関による特定技能外国人及び育成就労実施者による育成就労外国人の引抜き等の自粛要請等を含む。）
- 七 特定技能所属機関の倒産等により、特定技能所属機関又は登録支援機関が適合1号特定技能外国人支援計画を実施できない場合における特定技能外国人の転職及びやむを得ない事由による育成就労外国人の転籍に係る情報提供等の協力
- 八 その他特定技能の在留資格に係る制度及び育成就労に係る制度の適正な運用に資する取組

（構成員等）

第3条 協議会の構成員は、別紙1のとおりとする。

(事務局)

第4条 協議会及び第6条に規定する幹事会及び第7条に規定する分科会の庶務は、林野庁において処理する。

- 2 前項の処理を行うに当たり、「林業技能測定試験」試験実施要領（令和6年10月農林水産省林野庁林政部経営課）に基づき林業技能測定試験の実施主体として林野庁が選定した機関に協力を依頼することができる。
- 3 事務局は、別に定める方法により、協議会の会員になろうとする者の資格を確認し、適当と認められる場合は協議会の構成員とするものとする。

(協議会の招集)

第5条 林野庁は、構成員（特定技能所属機関及び育成就労実施者（以下「特定技能所属機関等」という。）を除く。次条第2項を除き、以下同じ。）を招集し、協議会を開催する。

- 2 前項の場合において、林野庁は、構成員のうち、協議会の議事に関係する者のみを招集することができる。
- 3 林業分野の特定技能所属機関等を構成員とする団体は、林業分野の特定技能所属機関等を代表して、協議会に出席する。
- 4 構成員は、協議会の議事に鑑みて当該構成員を代表する者を協議会に出席させることを原則とするが、代理による出席も可能とする。
- 5 林野庁は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に、協議会への出席（オブザーバー含む。）及び資料の提出を求めることができる。
- 6 林野庁は、必要があると認めるときは、議事の内容を記載した書面を構成員に送付（メール送信を含む。）し、その意見を徴し又は賛否を問うた上、構成員の了承をもって協議会における協議に代えることができる。

(幹事会)

第6条 協議会の円滑な運営に資するため、別紙2の構成員により組織する幹事会を置く。

- 2 幹事会は、第2条に掲げる取組について協議又は情報共有を行うことができる。ただし、構成員資格の停止、取消しその他の協議会の構成員の権利義務に関する重要事項については、協議会において協議を調える。
- 3 この条に定めるもののほか、幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、幹事会において定める。

(分科会)

第7条 協議会は、第2条の協議事項のうち、特定の事項を処理するために、分科会を置くことができる。

- 2 分科会の構成員は、分科会において指定する。
- 3 分科会の協議をもって、協議会の協議とすることができる。

4 本条に定めるもののほか、分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、分科会において定める。

(議事の公開等)

第8条 協議会は、原則として非公開とするが、会議資料及び議事要旨を原則として公表する。

(関係機関との連携)

第9条 協議会は、林業分野における特定技能外国人等の不適正な受入れの防止等のため、出入国在留管理庁から林野庁を通じて提供される情報を、第2条に掲げる取組に活用するものとする。

2 協議会は、特定技能所属機関等における出入国管理関係法令違反等の不適正な受入れの疑いに関する情報等を把握したときは、林野庁を通じて出入国在留管理庁に対し、情報提供を行うものとする。

3 協議会は、前2項に係る情報について、その機密性の保持を確保するとともに、法令の規定による場合を除き、第1条に規定する協議会の目的以外での利用や第三者への提供は行わないものとする。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会において定める。

(別紙1)

< 林業特定技能・育成就労協議会構成員 >

【分野所管省庁】

林野庁林政部経営課

【制度所管省庁】

警察庁

出入国在留管理庁

外務省

厚生労働省

外国人技能実習機構（外国人育成就労機構が設立されたとき以降は、外国人育成就労機構）

【林業分野の特定技能所属機関等】

【特定技能所属機関等を構成員とする団体】

林業技能向上センター

日本林業経営者協会

日本造林協会

全国素材生産業協同組合連合会

全国国有林造林生産業連絡協議会

全国山林種苗協同組合連合会

日本林業協会

全国森林組合連合会

全国燃料協会

(別紙2)

<幹事会構成員>

【分野所管省庁】

林野庁林政部経営課

【特定技能所属機関等を構成員とする団体】

林業技能向上センター

日本造林協会

全国素材生産業協同組合連合会

全国山林種苗協同組合連合会

全国森林組合連合会

全国燃料協会